

総務政策委員会会議録

招 集

令和7年12月15日（月）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚田 佳充 （副委員長）安達 卓是
岩崎 康朗 大下 哲治 奥岩 浩基 徳田 博文
土光 均 戸田 隆次 森田 悟史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監
前田次長兼常締課長兼契約検査課長
[秘書広報課] 幸本課長
[総務管財課] 角課長 松本総務担当課長補佐 富田財産管理担当課長補佐
[防災安全課] 山花課長
[調査課] 泉原課長
[職員課] 楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐
[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村主計員
【総合政策部】松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長
[総合政策課] 中本次長兼課長
[都市創造課] 赤井課長 石原課長補佐兼都市計画・政策担当課長補佐
岸本都市計画・政策担当係長
[交通政策課] 倉本課長 戸崎係長
[地域振興課] 田中課長 景山課長補佐兼地域活動担当課長補佐
坂本地域活動担当係長
[人権政策課] 萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 横口人権啓発担当課長補佐
【DX推進監】堀口DX推進監
[情報政策課] 最上次長兼課長 福留課長補佐兼情報政策担当課長補佐
【選挙管理委員会】松竹事務局長 青砥事務局長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍聴者

稻田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 津田議員 錦織議員
西野議員 又野議員 松田議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道関係者2人 一般1人

審査事件及び結果

請願第9号 衆議院議員の定数削減に反対する請願 [不採択]
議案第86号 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第87号 米子市淀江町巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第88号 人権尊重のまち米子市をつくる条例の制定について [原案可決]

議案第89号 米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・基幹業務システム標準化の取組状況について [総合政策部]
- ・明道公民館整備基本構想の策定について [総合政策部]
- ・駅前通り実証実験の実施について [総合政策部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○塙田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、12月10日の本会議で当委員会に付託されました議案4件、請願1件について審査するとともに、3件の報告を受けたいと思います。

請願の審査をいたします。

請願第9号、衆議院議員の定数削減に反対する請願を議題といたします。

当請願の審査に当たり、参考人として、請願提出団体、平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会から、平井一隆様にお越しいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、平井様、お願ひいたします。

○平井氏（参考人） 鳥取県革新懇の役員を務めます平井と申します。意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今回提出させていただいた請願は、衆議院議員定数削減に反対するというものです。この間、自民と維新が衆議院議員定数自動削減法案というのを提出しました。現行の定数465人を420人以下に減らす、与野党協議で1年以内に結論が出ない場合は、小選挙区数を25、比例区数を20、自動的に削減するという、極めて乱暴極まりないものです。しかもなぜ減らすのか、その目的も根拠も法案には書かれておりません。

皆さん、日本の国会議員数は多過ぎるでしょうか。実は、OECD加盟38か国で人口当たり国会議員数は、日本は36位です。日本より少いのは実質メキシコだけです。衆議院選挙制度調査会の答申でも、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や、理論的根拠は見いだし難いとしています。

石破茂元首相が日本海新聞のインタビューで、主権者の代表は少ないほどよいという考え方間違っていないか、党内の議論は拙速で、中身もかなり乱暴だと言っています。これは至極真っ当な御意見で、石破さんを本当に見直しました。

私たち国民は、日々物価高や低賃金に苦しみ、政府は何をやってるのかと怒りを募らせています。定数削減はこのような民意を切り捨て、国会による政府チェックの機能を弱めるものだと思います。政治改革を言うなら、真っ先にやるべきことがあります。裏金問題

で問われた、パーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止こそ必要ではないでしょうか。それに及び腰で、定数削減に突き進むなど、言語道断と言わなければなりません。

今国会では見送りになりそうですが、一丁目一番地という維新は諦めないでしょう。本議会がこの請願を採択されるよう心から訴えて、意見陳述とします。よろしくお願ひいたします。

○塚田委員長 説明は終わりました。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 まず、この請願の趣旨というか、求めていることに関して確認をさせてもらいます。

これ、請願の項目は定数削減に反対、と書いてます。それから、本文の最後の文章、このような趣旨から、のところも、衆議院議員の定数削減を行わないよう。

ただ、陳情項目を見ると、ここでは衆議院議員の比例定数の削減を行わないというふうに書いてて。

この請願の趣旨は定数そのものの削減を反対してください、なのか。比例定数、比例区の定数削減に反対してください、なのか。この辺の趣旨を確認したいと思います。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） ちょっと文章が整理し切れてなかつたのかもしれません、議員定数全体の削減に反対というものです。よろしくお願いします。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 請願の趣旨、分かりました。

それから、本文の中でちょっと聞きたいことがあって、3つ目のパラグラフ、仮に維新が主張する、東京新聞の引用を書いてるところ。それぞれの政党は比例50減の場合は、それぞれこのくらい不利になる、議席が減るというふうに書いてるのですが、この中に維新がないんですよね。これはなぜですか。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） 特に理由はありません。いずれにせよ、全ての会派が減ることになるのは間違いないと思います。これ、東京新聞の、何ていうんですかね、予測記事の引用ですので、我々が計算をして出したものではございません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、数値のことを言つとるのではなくて。多分、このパラグラフの言いたいことは、私なりの解釈は、比例50減すると、例えば自民は9%程度、ところがほかの公明党、共産党が25%、れいわ新選33%、少数政党に非常に不利だというところを言いたいのではないかと思って。だから、そもそも主張している維新自身はどのくらい減ると予想しているのか。これ、元の東京新聞にはちゃんと数字が出てると思うのですが、これがないのは、ちょっと言い方悪いですが、単に書き忘れたのか、何か意図があるのか、ちょっと不思議に思ってお聞きしています。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） 書き忘れだと思います。失礼します。

○塚田委員長 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。ちなみに、元の東京新聞見ると、維新は13%減というふうにちゃんと書かれています。

あともう一つ。2枚目で、森本哲郎かな、スタンバイ。ここでリスナーにこんな意見があったというのを紹介しているのですが、などの声が寄せられたそうです、何々の声が寄せられたそうです、何々との鋭い指摘もあったことです。つまりこれ、請願ということで、平井さんということでいいですか、こういう声があったということを直接確認しているのではなくて、この番組ではこんな意見があった、というのを又聞きで書いてるのか、どちらなんですか。

○**塚田委員長** 平井様。

○**平井氏（参考人）** 報道の引用ですので、直接確かめたということではございません。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 細かくてすみません。報道の引用というのは、どこでこういった報道があつたんですか。今、報道にこういうように書かれていたというのを引用したということですが、どこの報道でこういったことが記載されていたんですか。

○**塚田委員長** 平井様。

○**平井氏（参考人）** ここに書いてある以上のこととは分かりません、TBSラジオの引用ということです。

○**塚田委員長** よろしいですか。

○**土光委員** 分かりました。

○**塚田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 平井様、本日はありがとうございます。

もうもう土光委員さんから質問していただいたんですけど、追加で。2ページ目の、先ほどもやり取りがあったんですけど、TBSラジオさんの分を引用されているんですが、ここでリスナーさんの意見が何個か出てくるんですけど、この意見は、単にここに書かれただけなのか、この意見に賛同されていて同じ思いでここに書いておられるのか、どちらなんでしょうか。

○**塚田委員長** 平井様。

○**平井氏（参考人）** ちょっとそこは私もよく分からぬというのが正直なところでございます。あくまでも報道の引用ということでしか分かりません。

○**塚田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** よく分からぬけど、これを載せられたってことですか。これをどういうふうに取ってこられて、何のために載せられたのかなと思うんですけど、いかがでしようか。

○**塚田委員長** 平井様。

○**平井氏（参考人）** この問題の報道はほかにもたくさんマスコミでやられていますが、これが一番分かりいいというか、鋭いというか、ということで引用させてもらったっていうふうに聞いております。

○**塚田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 聞いておりますってことだったんですが、どなたから聞いておられて、

ここに記載されたっていうことでしょうか。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） 代表世話人の村上さんのほうからそういうふうに伺っています。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。

代表の方がこれを聞き及んでここに記載されたので、そのまま記載されているっていうことですね、承知しました。ありがとうございます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 もう一点、すみません。

TBSラジオのスタンバイ、森本哲郎。これなんですが、この意見書案では森本の下の名前の漢字が異なるのですが。請願の本文は森本哲郎、添付されています意見書案では森本の下の名前が違う漢字なのですが、どっちが本当ですか。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） この報道の紹介が前と後ろで違ってるっていう。

○土光委員 森本さんの名前の、下の名前の漢字が異なっていますが、どちらが正しいのでしょうかという質問。

○塚田委員長 平井様。

○平井氏（参考人） ちょっと私が執筆したわけではないので分からぬ部分ありますが、多分、執筆者が間違ったんだろうというふうに思います。

○塚田委員長 平井様、どちらが正しいかっていうのを。

どちらが正しいでしょうか。どちらの名前が正しいかっていうのを、土光委員が聞いておられます。

○平井氏（参考人） 前のほうですね、哲郎さんだと思います。

○塚田委員長 土光委員、よろしいでしょうか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本請願の紹介議員であります錦織議員及び又野議員の説明を求めます。

初めに、錦織議員。

○錦織議員 議員定数の削減に反対する請願の賛成意見を述べます。

臨時国会で自民、維新の政権与党が提出した衆議院議員定数削減、自動削減条項を盛り込んだ法案は、国会終盤を迎えて、会期延長してもという与党側の声がありますが、野党側の反発もあり、審議入りできない様相となっています。

そもそも会期末まで2週間を切ったところで提案され、1年で成立しなければ自動削減などということは、選挙制度をめぐる国会での議論を無視した乱暴な法案と言わなければなりません。参議院選挙で国民が望んだのは議員定数削減ではなく、裏金、政治と金の問題をただすということでした。議員定数削減は議会制民主主義を破壊する暴挙であり、特に地方の議席を減らし、少数意見や少数政党、女性、若者の政治参加の機会を減らすもの

です。

以上の理由から請願に賛同いたします。以上です。

○塚田委員長 次に、又野議員。

○又野議員 先ほどの話と重なる部分があると思いますけども、短く意見を言わせていただきます。

衆議院議員の今回の定数削減案については、小選挙区、比例代表がどのように削減されるかっていうのは分からぬ部分もありますけれども、どのようになったとしても、多様な意見が切り捨てられることにつながってしまいます。そして、地方の声が切り捨てられることにもなるということで、地方の首長をはじめ、地方選出の国会議員の方からも反対の声が上がってきています。

先ほどもありましたけれども、国会議員の数でいえば国際的には日本の国会議員は極端に少ない状況と言えます。そして、身を切る改革というのであれば、国民からの政治不信を招いている政治と金の問題、裏金問題の真相究明や実質企業献金になっている政治資金パーティーの禁止、そして、そもそも企業・団体献金の禁止をするべきであると考えています。

また、最近、私が感じているのは、いろいろ報道がありますけれども、国会議員の身内企業、秘書が代表を務める企業への受注ですとか、スナックやバー、キャバクラなどへの政治資金の使用規制をきちんと行うことのほうが、国民の願っている身を切る改革だと思います。そのような政治と金の問題を棚上げにして議員削減をしても、政治と金の問題がある議員がまた国会議員になるようでは、定数削減に何の意味もないと考えますので、この請願に紹介議員となりました。以上です。

○塚田委員長 紹介議員による説明は終わりました。

それでは、紹介議員に対する質疑に入ります。

奥岩委員。

○奥岩委員 どちらの議員さんに聞いていいのかちょっと分からぬんですけど、先ほど参考人さんからもお話があつて、請願のほうにも、これははっきり書いてあるわけではなくてリスナーさんの意見で記載があつたんですけど、日本の国会議員の数は多いわけではないですよっていうようなお話がございました。現在の定数に対して今後、削減していくことに反対っていうことだと思うんですけど、どのくらいの人数があれば適正だというふうに考えておられますでしょうか。これ、定数削減に対して反対の請願になってるんですけど、そもそも多くない、少ないっていうようなお考えなので、増やしたほうがいいのか、現状がいいのか、どのくらいが適正というふうに考えておられますでしょうか。

○塚田委員長 手を挙げて。

錦織議員。

○錦織議員 ちょっと相談はしてないんですけども、最低でも今の定数を削減してはいけないということと、それから選挙制度そのものですね、以前は中選挙区制度っていうものがございまして、鳥取県からも2人出せるとかそういうのがありましたし、そういうことから考えると、いろいろ選挙制度っていうのがあるんですけども、小選挙区を導入した以前の数っていうのが理想かなっていう。そこまでは返したほうがいいんじゃないかなと。

それから、全体としては、比例定数、比例というほうがより少数政党とか多様な意見を

吸い上げる、そういうことに結果的にはなると思いますので、比例を増やしたほうがいいというふうにも思っております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、なかなか答えづらい質問だったと思うんですけど、ありがとうございます。

今、中選挙区のお話と比例のお話があつたんですけど、選挙制度についてはちょっとここでは私も明言は控えていくんですけど、それぞれ時代によっていろいろ課題があつて選挙制度というのは変わってきて、時代が流れていくといろいろ課題が出てくるので、その都度その都度、改正されていくものだなというふうには認識しております。

少数意見を国会のほうに届けるんだっていうところで比例のお話が今あつたんですけど、現在の有権者さんに対して、投票率はずつと下がってきてるんですけど、どの程度っていう、数で言うのはすごく難しいかなとは思うんですけど、どの程度の少数の方の意見を比例代表として国会議員で選出をして上げていくのが、適正っていう言い方はちょっとおかしいんですけど、どのぐらいのところを人数的に、得票数的に少数意見だと考えておられるのか、もし現状でこのぐらいですよとかっていうのがあれば教えていただきたいですし、特に今そこまで考えておられなくて、定数に対しては削減には反対ですよっていうことでしたら、それだけでもオーケーですが、ちょっとその辺も、もし詳しいところがあれば教えていただけたらなと思います。

○塚田委員長 錦織議員。

○錦織議員 今現在どのくらいをという数字を持っていません。私自身は、今このくらいということが申し上げられません。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 自戒を込めてちょっとあえて質問をしますが、これ、紹介議員ですよね。陳情の賛同議員は出てきた陳情に関してこれは賛同できる、同意をする。紹介議員の場合は出す前の前提で当然協議をして、それで出す。紹介議員はそういうふうにするものではないかと私は思うんですが、そのときに、先ほど質問しましたが、文章で維新の数を単にミスで抜けているとか、東京新聞の引用で維新のが抜けてるとか、それから森本さんの字が違うとか、そういったところは、やっぱり紹介議員だったら事前に当然読んでから、それで紹介議員として名を連ねると思うので、その辺がちょっと甘いというか、緊張感が足らないんじゃないかなと思ったんですが、その辺に関して、質問ではないんですが、御意見ありますか。

○塚田委員長 錦織議員。

○錦織議員 御指摘は受けたいと思いますけれども、ただ、全体として、この議員定数の削減っていうことは、これはもう絶対受け入れられないという思いでありますので、森本さんは次のページの意見書案の毅のほうが正しいというふうに思います。

それから、維新が13%減というところ、ここが維新が入ってないっていうのはちょっと気がつかなかつたというのがありますので、そういったもろもろのことはありますので、その点は申し訳なかつたというふうには思っております。

全体の流れをくんでいただければというふうに思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求める。

では、土光委員よりこちらにこう来て、安達委員から森田委員に行きたいと思います。  
土光委員。

○土光委員 結論から言います。採択を主張します。

私自身は定数削減というのを反対ですので、そういう請願の趣旨に関しては賛同できます。それから、請願の文書に最初に書いてある、今回国会で定数削減の動き、議論がありますが、企業・団体献金禁止の話を公明党は筋を通してちゃんと対応したのに、その後で、この請願文の文章を借りれば目くらましみたいな形でこれを突然取り上げてる。ということで、非常に今の動きは私はおかしいと思ってるので、この請願自体は採択を主張したいと思います。

ただ、意見書案で様々なことを書かれていますが、書いてある内容でちょっとどうかなというか、請願の趣旨、定数削減に反対という趣旨の意見書としては、はっきり言って余分なことも書き過ぎているというふうに思うので。ルールとして、採択をして意見書を出す。議会として、委員会として意見書を出すときに、意見書は当然変更はできるはずですので、そういった前提で採択を主張したいと思います。

○塚田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 結論を申し上げますと、採択しない、不採択で主張したいと思います。

理由をいたしましては、御案内のとおり、まさに今、国においてこの課題については議論されている最中でございます。この議論の推移を見守りたいという思いがありますので、採択しないで主張したいと思います。以上です。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も不採択、採択をしないということで主張したいと思います。

この記述がありますように、目くらまし、今、土光委員さんありましたけど、私はこの内容については違和感を感じております。また、小選挙区での死に票が出てくるという、これは、私、相当、疑問符を感じておりまして、そのような内容で不採択を主張したいと思います。また、先ほど岩崎委員ありましたが、国のほうで多角的に議論されておりますので、その推移を見守りたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 結論から申し上げますと、不採択、採択しないでお願いいたします。

参考人さんも代理の方ですけど、来ていただいてお話を伺わせていただきましたし、紹介議員さんからも御意見を伺わせていただいたんですけど、これを国会に対して米子市議会として意見書を出すとなると、少し中身的に弱いというか、中身的にもう少し必要なところがあるだろうなというふうにも考えますし、紹介議員さん、せっかくついておられる

ので、土光さんは賛成をされて、採択をされてっていうことだったんですけど、この件に関してはちょっと現段階では難しいかなというふうに思います。

定数削減についても、定数削減なのか、比例のことなのか、少し分かりづらいところもございました。定数削減に反対ということだけは伝わってくるんですけど、じゃあ、国会の定数に対してどういう思いがあるんだ、どういったところを改善していくべきなのかっていうところがなかなか見受けられないような意見となっておりましたので、今回は不採択とさせていただきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 この請願の中身であります定数削減については、自治体の首長の中には様々な意見や少数意見が、そしてまた多様な声が国政に届きにくいでいう指摘があるっていうふうには感じておりますし、そう思っております。この地域の首長からも異論が相次いでいることも聞いております。メディアの記事の中には、時評やそのようなことも同様に指摘してます。また、今の情勢では、12日現在では国会で定数削減は見送りとなって、議論は継続となったというふうに聞いております。

今回のこの請願内容については、随分急がれて書かれてるのかなという受け止めもありますし、さらに少数政党の一面も取り上げておられますが、全体から請願テーマの要旨につながるようなことを私はちょっと困難に感ずるところもたくさんありました。確かに分かりづらい展開であったなと思いますので、よしとしないという思いで、不採択、採択しないということを考えました。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 不採択でお願いいたします。

現在進められている国会議員定数削減案については、2党だけで強引に結論を出そうとしたこと自体に反対であり、結論ありきの期限を切った決定は乱暴過ぎ、今のような決め方をなすべきではないと考えます。また、選挙の在り方において、現代の小選挙区制度は今の国民の民意が多様化する中で時代に適さなくなっており、選挙制度の在り方を協議しなければならない状態であり、選挙制度改革自体を進めていくことに対しては賛成です。

しかしながら、本来、選挙制度は客觀性と妥当性を持ったものでなければならず、本陳情における、与党を勝たせるのが駄目、定数削減が駄目、という陳情理由には合理性がなく、賛同できないことから、本意見書に関しては不採択でお願いいたします。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 私は不採択を主張いたします。

私が所属しております公明党は、定数削減の議論そのもの自体は否定はしておりません。私も全く同様の考え方ございます。したがいまして、本請願の一番の趣旨であります、衆議院議員の定数削減のみを反対するこの請願については、賛成できません。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 不採択でお願いしたいと思います。

いろいろもう委員の皆さんから御意見あったので、大体同じようなところなんですが、これまでの経過も踏まえまして、今国会のほうで議論されているというふうに認識をしておりますし、また、この内容についても、私としてはちょっと同意できないなと思う部分が多々散見されるため、この請願については賛成できないということで不採択をお

願いしたいと思います。以上です。

○塚田委員長 では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第9号、衆議院議員の定数削減に反対する請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…土光委員〕

○塚田委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました請願第9号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了します。

平井様、本日は御出席いただきましてありがとうございました。平井様と紹介議員は御退席ください。

それでは、総務部所管について審査をいたします。

初めに、議案第86号、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

角総務管財課長。

○角総務管財課長 これからお送りします議案の5ページを御覧ください。右側のページになります。議案第86号、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業による市の施設の管理を行う民間事業者を指定管理者の候補者として選定する場合には、事業計画書等の提出及び米子市指定管理者候補者選定委員会への意見聴取を要しないこととするため、改正しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、米子アリーナがこれに当たりまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律には、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の設計及び整備から維持管理、運営までを一体的に行うこと、いわゆるPFI手法ですが、この手法により効率的かつ効果的な施設の整備及び低廉かつ良好な公共サービスの提供を行うことができるとされております。PFI手法による民間事業者の選定に当たっては、その過程において透明性及び公正性が確保されていることに鑑み、PFI手法により民間事業者が市の施設を整備し、及び管理する場合において、当該民間事業者を指定管理者の候補者として選定するときは、事業計画書等の提出及び米子市指定管理者候補者選定委員会への意見聴取を要しないこととするものでございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○**土光委員** この議案で、PFIでやってる業者さんを指定管理する場合は、事業計画書とか指定管理委員会は不要というふうにする、理由は今の説明で分かりました。これ、PFIで事業をやるときに、指定管理というはある施設を運営管理をきちっとできるかどうか、きちっと管理をするというのが主眼だと思うのですが、PFIで進めるときにそういったこともきちんと、そういったことというのは施設の運営管理、これができるというのは、その中でちゃんと透明性を持って議論をされるというのは担保されているんでしょうか。具体的にどういうふうな形でそれは担保されているんでしょうか。

○**塚田委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** PFI手法によります民間事業者の選定におきましては、公募した民間事業者から事業計画書等の提案を受け、学識経験者等により構成されます選考委員会による審査を経た後、その結果を公表することが義務づけられております。選定過程の透明性、公正性及び競争性が確保されていると考えております。以上でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そういう形になるとして、指定されるときは、これは議決事項であることは間違いないですか。

○**塚田委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** おっしゃるとおりでございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** こういったPFI手法でやって、この業者を指定管理者にするということで、議会の議決事項。逆に議会の立場でいえば、業者が施設の管理運営がきちっとできるかどうかを判断するのに、議会に対してどういった資料が出てくるというふうに想定されるでしょうか。

○**塚田委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 先ほど言われました指定管理者の指定の議案というのを次の議会以降、議案として上程させていただく予定になっておりますけれども、その中で説明をさせていただいくいう格好になろうかと考えております。以上でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、公募のときの事業計画書とか、それから学識経験者による選考委員会、そういったことが議論された資料を議会に示して、それで判断を求めるというふうに考えていいですか。

○**塚田委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 今これを想定しているものが米子アリーナということになります、さきの3月議会のほうでも、その施設の概要、整備の概要等を説明させていただいておりますけれども、それを踏まえて、その所管のほうから説明をさせていただく格好になろうかと考えております。以上でございます。

○**塚田委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 そうしますと、議案第89号について御説明申し上げます。

改正理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成について、市が負担する額の限度額を引き上げるため改正しようとするものでございます。以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 例えば掲示用ポスター、いわゆる選挙ポスターと言われてる分、これに関してちょっとお聞きしたいのですが、この条例改正によって、今後一番早く行われる選挙は多分、議会選挙になると思いますが、ポスター1枚当たり、これ公費で出ますよね、公費の上限幾らになるでしょうか。

○塚田委員長 松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 公費負担のポスターの上限額につきましては、ポスター掲示場の数で計算を行うものとなっておりますので、こちらに関してはちょっとまだ確定ができない部分がございます。

すみません、失礼しました。ポスター1枚当たりの上限につきましては、586円88銭ということになります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 私、その辺のことをちょっと確認したくて質問してるんですが、説明で選挙ポスター1枚当たり、公費が出る上限が586円88銭と書いてますが、これが実際の公費負担の上限額ではないですね。つまり選挙ポスターに関しては、これは1枚当たりの単価が586円、それから、それ以外に固定費みたいな、だいたい大体20万ぐらいかな、それを足した数を貼る枚数で割って、という、そういうふうになるから、586円88銭

がそのままポスター1枚当たりの上限額ではないはずなので、ちょっとそのことを確認したいと、あえて聞いています。

○塚田委員長 松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 上限額に関しましては、ポスターの単価掛けるポスター掲示場数となります。それから、先ほど委員がおっしゃられた固定の額がございますので、それを足したものをおおむねポスター掲示場数で割りますと単価が出るというような計算となります。

○塚田委員長 答えれますか。

○土光委員 委員長、もし数字持ち合わせていなければ、私のほうで。

○青砥選挙管理委員会事務局長補佐 失礼します。

○塚田委員長 手を挙げて。

○塚田委員長 青砥選挙管理委員会事務局長補佐。

○青砥選挙管理委員会事務局長補佐 ポスター掲示場の単価については、ポスター掲示場数が関わっておりますので、そこについては未定なんですけれども、基準額、企画費20万2,400円については改正がありませんのでそのままで、1枚当たりの541円31銭のみが増額になっております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 とにかく1枚が586円ではないということを確認したくて質問してるんですが、これ、議案にはちゃんと書いてます。私の試算では、限度額というのは1枚当たり586円88銭。まだ確定はしていないと思うんですけど、例えば掲示するポスター掲示看板数が、これ先回の選挙では295なので、例えば295で試算すると、586.88掛ける295、それから、それプラス20万2,400、これは固定費みたいなもの、その総額を掲示箇所で割ったのが1枚当たりの限度額。ちょっと計算してみると、1,272円ぐらいになる。だから、結局、今回の改正で公費で出るのは、選挙ポスター1枚当たり上限額は1,270円ぐらい、そういうふうになっているということで間違いないですね。ちょっとそのことを確認したくて質問しています。

○塚田委員長 松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場数を先ほどの数で計算しますと、議員おっしゃられる額ということになります。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時56分 再開

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

それでは、総合政策部所管について審査をいたします。

初めに、議案第87号、米子市淀江町巡回バス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 それでは、議案第87号、米子市淀江町巡回バス条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

この条例の改正は、新たに米子市の弓ヶ浜地区の巡回バスを運行することに伴いまして、その運行管理に必要な整備を行うために、既存の淀江町の巡回バスの条例を改正することで対応しようとするものでございます。

まず、条例名を米子市巡回バス条例に改めまして、ちょっと中を見ていただくとよろしいかと思うんですけども、第2条の運行のところで、今までどんぐりコロコロだけを規定しておりました条例でしたけど、これを新たに弓ヶ浜地区のよねぎーバスもここに記載することで対応いたします。なお、今後、箕蚊屋地区のバスも今実証運行しておりますけども、実証運行の結果、本格運行に向かえるということになりましたら、また今度はそこで改正して追加するという流れになると考えております。

説明は以上です。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号、米子市淀江町巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、人権尊重のまち米子市をつくる条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松本人權政策監。

○松本人權政策監兼人權政策課長兼男女共同参画推進課長 それでは、議案第88号、人權尊重のまち米子市をつくる条例の制定について御説明をいたします。

人權課題の複雑化、多様化、また、インターネット上での誹謗中傷、ハラスメントなど、新たな人權課題が生じている現状を踏まえ、様々な人權課題に対する包括的な条例とするよう現在の米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例を見直し、人權尊重の社会づくりについての基本理念のほか、人權侵害を防止するために必要な事項などを定め、人權に関する問題を解決するための取組を推進し、もって人權侵害のない、人權尊重都市米子市の実現に寄与するため、現在の条例の全部を改正しようとするものでございます。

主な制定内容といたしましては、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の全部を改正し、題名を、人權尊重のまち米子市をつくる条例とすることといたしました。この条例の理念及び趣旨をより明確にするため、前文を置くことといたしました。第3条に、人權尊重の社会づくりを推進するための基本理念を定めることといたしました。第4条から第6条に、人權尊重の社会づくりに当たっての市、市民及び事業者の責務を定めることといたしました。第7条に、真に人權が尊重される社会を実現するための市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力に関する事項を定めることといたしました。第9条に、人權侵害行為の防止、その他の人權侵害のない社会づくりの推進に関する事項を定めることといたしました。第10条に、人權相談窓口の設置に関する事項を定めることといたしました。この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

○塙田委員長 当局からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 副市長、多分お詳しいと思うのでお聞きしますけど、実は前の委員会でもちょっと聞いたことあるんですが、この条例の中で、何々しなければならないという文章と、何々するものとするという。条例も法律、これは法律上の効果は同じと考えていいのか、やはり違いがあるのか、その辺のところを副市長なら御存じかなと思って。というのは、私自身は実は、言葉の印象は違いますが、基本的に法律的な効果は同じだとずっと思ってたし、人にもそう言ってたんですが、いろいろ人に聞いたりとか調べたりして、どうもちょっと、やっぱり法律的な効果も違うように書いてる、言ってることが多いので、その辺のところを、要は市が今回この条例出すので、作成者としては、その辺に関してはどういうふうにお考えになっているかというところをちょっとお聞かせください。

○塙田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 大変難しい質問をありがとうございます。私も、突然の質問ですので、準備してきてるわけじゃありませんので、私の知識でお答えすることになりますので、ひとつとしたら後でごめんなさいという訂正するかもしれません、土光委員おっしゃるとおり、包括的にはそう大きな差はないというふうに私も思います。ただ、あえて言うとすると、何々しなければならないというのは、ある意味、努力義務も含めてその一定の状態、

行為を求めるという趣旨がそこに含まれているというふうに思います。それが一方、何々するものとするというのは、定義規定も含めてあります、そういう状態、あるいは物事の定義を定めるものであって、必ずしもその中に何らかの行為なり作為を積極的に求めていくという趣旨を含んだものではないと、このように考えております。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 実は、その辺を気にしながら改めてこの条文を読んだんですが、これ、例えばだけど、第4条の2市は、それから第8条市は、というふうに、市が、という主語で始まってる文章は、これ全部ものとするというふうになってるんですよね。それ以外というと、第5条市民は、それから第6条事業者は、努めなければという言葉がついてるんですが、なければならないというふうになってて。少なくとも市が主語のときはものとする、というふうになっていて、これは別に偶然ではないと思うんですが。今の副市長のものとする、というのは、あえてある行為を求めているということではないという趣旨の答弁だったと思うんですが、これ、行為に関して市は何々するものとする、とあるので、市はそういうことをちゃんとするんだ、ある意味でしなければならないというふうな意味と取つて差し支えないのかどうかの確認です。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 先ほど申し上げたとおりでありますて、基本的には、何々しなければならないというのは、分かりやすく言うと努力義務も含め、何らかの行為なり作為を求めていくという規定であります。一方、何々するものとするというのは、一定の状態、あるいは定義等を定めた条文だというふうに考えます。市について、何々を図るものとするというのは、あえて言えば、市の場合でも、それを努力義務のように各規定も存在するとは思いますが、ここで書いているとおり、市は、例えば連携を図るものとするということは、市は連携を図るということをある意味宣言、そういった状態である。そういうことをやるということを状態として宣言してることだと御理解いただければいいと思いますので、そういう意味でいけば、市はそういう様態を目指すというか、そういう様態でいるんだということを規定したものということであります。以上であります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 一応分かりました。

それから別のことですが、前、佐々木部長がこの条例の解釈というか、逐条解釈という言い方したかどうか、分かりやすいようにこの条例の趣旨を解釈したものを作りたい、というふうに言わっていたのですが。それに関しては、例えばこれ今回議案で出して、可決されれば条例としては確定するけど、その解釈を実際作る予定なのか、作るとするといつ頃までに。で、その解釈は、多分議決事項にはならないと思うんですが、最終的に確定するに当たって、議会はどのような関わりができるのか、ということをお聞きします。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 逐条解説、また概要版でございますけれども、こちらのほうは4月1日から条例施行を予定しておりますので、それに間に合うように作成をしたいと思います。

また、どちらのほうの内容につきましては、案ができました段階で、本委員会で御報告

させていただきたいと思います。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

あともう1点。鳥取県も今回、ちょっと条例の正式名称分かりませんが、人権条例を今回改正して。割と罰則規定もついて、これ新聞の報道からですが、特にSNSの差別的な書き込みなどに関しては、場合によっては県が投稿者やプロバイダー事業者に削除を要請、命令する、従わない場合は氏名の公表とか、過料とか罰則を適用する、かなり強い条例。これ、今の議会で上程されて、まだ可決までは至っていないと思いますが、県がそういう趣旨の条例を確定するというのは多分そうだろうと。

それを前提に、例えば今回の条文で第10条、市がどういうふうにするか、支援を行うものとするということで、この中で(2)、これ、第2項の2号とか3号かな、(2)、(3)、関係機関等と連携して相談者を支援するというふうにあります。だから、この市の条例だけでは、ネットの差別的な書き込みに関して削除とかそういったことまでは多分想定していないんじゃないかなと。相談者に寄り添って対応するということで、そこまではいってないと思うんですが、当然、米子市民は鳥取県民でもあるので、そういった事例の場合は、かなり強い条例を持ってる県と連携して、それにつないでいくとか、そういうふうになさるというふうなおつもりでしょうか。県と連携して、ということです。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 今、ネット上の書き込みということでございますけれども、まず、相談窓口に……。

(発言する者あり)

失礼いたしました。状況によりまして、鳥取県のほうとも連携いたしまして、そちらのほうを紹介するということも場合によっては対応いたします。以上でございます。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 この条例改正によって、それぞれに伴う事業化のための予算措置っていうのを考えておられるか、そこのところをちょっと聞きたいんですが、教えてもらえますか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 まずは、この条例の内容を市民の皆様に広く知っていただくということで、逐条解説ですとか概要版っていうことで、そういったものを作成して皆様にお配りする、そういった費用を要求していく予定でございます。

あとやはり、これまで人権啓発しておりましたので、そういった部分での条例改正趣旨を皆様に広めていくと、そういったような取組をしていきたいと考えております。以上でございます。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 逐条解説のやり取り、副市長さんとの土光委員さんとのやり取りがあったの

で確認なんんですけど、何々するものとするとか、何々しなければならないのほうが個人的には柔らかくて分かりやすいなというふうに理解をしております。逐条解説のときにどういうふうに表現されるかなんんですけど、これが原則何々ですよとか、何々の義務がありますみたいな形よりは、条例で書いていただいているこのほうが理解しやすいなというふうに考えておりますので、ちょっといろいろやり取りがあったんですけど、逐条解説のときには条例を基に、柔らかい、ふだん使うような言葉で分かりやすい解説をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。意見です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 ちょっと安達委員のところで予算措置のことがあったので、それに関連してお聞きしたいなと思ったんですけれども、人権相談窓口を設置するものとするというふうに記載がございまして、こここの職員さんっていうのは、新たに雇用するのか、それ専門の方を置くのかっていうところで、予算措置とともに、もしかしたらその部分の人事費とかあるのではないかなと思ったんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 当然、相談窓口の充実ということで、人的な部分もやっぱり重要なことかと思います。どういった形で窓口を運用するのが一番効果的かということ、どういう形で予算を使っていくのがいいかということも含めて、新年度予算要求に向けて精査しているところでございます。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号、人権尊重のまち米子市をつくる条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時14分 休憩**

**午前11時17分 再開**

○塚田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部・DX推進監から3件の報告を受けたいと思います。

初めに、基幹業務システム標準化の取組状況について、当局から説明を求めます。

最上DX推進監次長。

○最上DX推進監次長兼情報政策課長 資料を御覧ください。基幹業務システム標準化の

取組状況についてでございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき実施しております基幹業務システムへの移行の取組について、本市の対応状況を御報告するものです。

まず、標準システムへの移行予定時期についてでございますが、資料記載の表のとおり、住民基本台帳をはじめとする18システムに関しまして、令和8年1月に移行する予定でしたが、令和8年度中とする変更でございます。また、戸籍と戸籍附票システムにつきましては、令和8年2月に移行する予定でございます。

2番、移行予定時期を変更する理由でございますが、本市が導入する標準システムの開発事業者が先行して導入した自治体において、機能の一部に利用制限があるほか、安定して稼働するまでに時間を要する状況が確認されております。こうした状況を受け、本市の導入事業者から延期の申出があったことを踏まえ、システムを安全に移行するためには延期することが望ましいと判断したものでございます。なお、移行時期の変更による直接的な市民生活の影響はないものと考えております。

3番、今後の対応でございますが、令和7年12月補正予算、先ほど説明したものが、繰越明許を計上しており、その後、標準システム導入に係る委託業務の契約を延長する予定でございます。(2)国の補助金等の対応でございますが、デジタル基盤改革支援補助金の交付額に影響はないものと考えております。また、標準システムへの移行を令和8年度に移行するため、特定移行支援システムに該当することを国に報告いたします。

報告は以上で終了といたします。

○塙田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、明道公民館整備基本構想の策定について、当局からの説明を求めます。

田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 それでは、地域振興課から、明道公民館整備基本構想の策定について報告をさせていただきます。

資料のほうにつきましては、明道公民館基本構想、本編10ページの資料もございますが、本日はその概要をまとめました2ページの資料を使って御報告をさせていただきます。

まず、本構想につきましては、本年1月の総務政策委員会で報告をさせていただきました明道公民館整備に係る今後の方針について、こちらに基づきまして、明道公民館が南保育園閉園予定地へ移転すると、これに関する基本構想につきまして、関係者で基本構想策定委員会を構成をし、そこでの意見を踏まえて整備に向けた基本構想を策定をしたものでございます。

先に2ページ目の下段のほうに、参考としておりますが、これまでの主な経過を記載をしております。現在の明道公民館でございますが、昭和45年に明道小学校として建設を行っておりますので、既に55年が経過しておりますのでございます。昭和59年に公民館として供用開始を行いましたが、その後、地元、明道地区自治連合会からは、地区の中央部への移転の要望ということを複数回いただいております。候補地の選定に時間を要しましたけれども、1月に御報告をさせていただきましたとおり、南保育園跡地とする方針が固まりまして、今回の基本構想策定に至ったものであります。

1ページ目のほうに戻ります。整備の基本方針でございます。こちらは、米子市内の公民館に共通する部分でございますが、人づくり、つながりづくりを意識をし、自ら活動に取り組むことができる人材育成と、また、人々のつながりをつくっていくということで、住んで楽しい地域づくりの機能を備えた拠点として整備を行うと。これに基づきまして、基本構想を策定いたしました。

再び2ページ目の3番、基本構想策定委員会のほうに触れさせていただきますが、今回の構想の策定につきましては、明道地区の関係者で、9名で策定委員会を構成をいただきまして、こちらでワークショップを重ねて決定をしたものであります。構想策定委員会につきましては、公民館の関係者、地区の関係者、小学校関係者、計9名で構成を行ったものでございます。こちらの皆様には、4月から9月にかけまして計5回お集まりをいただきまして、ワークショップ等を通じまして、将来の明道地区の在り方、どういった理想像、理想的なまちづくりを行っていくのかといったことをディスカッションを重ねて意見を集約したものであります。

1ページ目、2番、基本構想の概要とございますが、先ほど申し上げました基本方針ですとか、地域課題、また、策定委員会での意見等を踏まえまして、以下のようにまとめました。新たな明道地区の拠点となります新たな明道公民館、こちらのコンセプトといたしましては、1、つどい、つながる交流の拠点であること。2、まなび、ひろがる生涯学習の拠点であること。3、そだち、ささえる子育て支援の拠点である。4、よりそい、まもる、安心・安全の拠点である。その下には、委員会等々で出ました意見を箇条で書いておりますが、こういったものを実現できる、そういった拠点としての公民館像を求めるということでございます。今後、設計に移ってまいりますが、その設計におきましては、この基本構想に掲げられた内容を反映していくべく地域振興課のほうでしっかりと受け止めをさせていただいているというところでございます。

2ページ目、4番、今後の予定であります。来年度、令和8年度に基本設計に向かっていきたいということで、来年度予算のほうも検討しておるところでございます。その後、令和10年度実施設計、11年度に工事、12年度供用開始というのは、今のところでのスケジュール感であります。

なお、基本設計におきましては、地域にも説明の場を持ちたいと思っております。また、現在の明道公民館ですが、新公民館が供用開始になった後は、公民館としての使用については用途廃止を行いまして、その後の利用の方針については、現在のところまだ未定ということになっております。

報告につきましては以上でございます。

○塙田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 何点か質問させていただけたらと思います。

まずは、やっとといいますか、かなり動き始めて、これまでも、議会でも委員会でもいろいろと議論があったんですけど、経過も記載していただいておりますし、ここまで御苦労があったと思いますが、いろいろ御調整ですか、案取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

説明のほうは概略のほうで説明していただいたんですが、基本、この構想の、何でいうんですか、本物といいますか、長いほうのを見させていただきますと、いろいろ細かく記載していただいておりまして、例えば、今年度もかなり地元さんと協議をしていただいて、今回の基本構想に至ったんだなっていうのもよく分かりましたし、地元さんから出た意見も網羅されていて、それらを今回の基本構想に入れておられるっていうのも理解できるように記載していただいておりました。

その上で何点か聞かせていただきたいんですけど、先ほど概略の2枚目のほうでも御説明がありまして、来年度以降こういった動きをしますよっていうことだったんですが、令和8年度が地質調査、基本設計や住民説明会等々をされてっていうことで、令和10年度が実施設計っていうふうになるんですけど、これ、令和9年度が丸っと空いているのは、8年度のところが長引く可能性があるとか、例えば、基本構想の9ページのほうにも記載があったんですけど、地質調査とか、そういったところに時間がかかるのを見越して、9年度を空けておられるっていうことでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 こちらにつきましては、2点ございます。1点目は、今、奥岩委員がおっしゃっていただきましたように、今後基本設計を行いますが、地質調査も予定をしております。こちらのスケジュールが実際にどうなっていくのかというところを見極めないといけないというのが1点ございますが、もう1点、現時点では南保育園の閉園が令和10年度末の予定となっております。実施設計と工事につきましては、なるべく間断なく続けていくというほうが、費用の概算等々、いろんな事情があろうかと思いますが、そのように関係課とは調整を行っておりますので、そういったこともございまして、実施設計につきましては令和10年度、工事11年度ということでスケジュールを調整したものでございます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 南保育園のことも加味してということで理解させていただきました。この辺については、地元さんとも既に協議済みということでおろしいですよね。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 こちらの基本構想に載っている内容につきましては、策定委員会の皆さん、自治連の皆さんにも共有をさせていただいております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうなりますと、新公民館なのかコミュニティセンターなのかちょっと分かりませんが、公民館が開館した以降になるんですけど、今度は現在の、旧といいますか、古いほうの公民館のところが空いてくると思うんですけど、そちらにつきましては、どのようにされていく予定か、現時点では案は出ておられますでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 先ほど説明のほうでも少し触れさせていただきましたが、新公民館が供用開始となりました後には、現公民館につきましては用途廃止をさせていただきまして、地域振興課としては、特に今後についてその建物の利活用を検討しておるものではございません。一旦市のほうで一般財産といったような形でお返しをした上で、また今後このエリアの利活用ということも加味して検討されるものではないかなというふうに思って

おります。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 現時点では特にまだ決まってないということだと思うんですけど、地元さんからは今のところ意見が出てたりとかっていうのはあるんでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 現在、利用しておられるサークルさん、団体さんがございます。そうした皆さんにつきましては、新公民館のほうで活動を継続いただけるものではないかなと考えております。現公民館の用途廃止後の利活用につきましては、具体的な要望等ということではこちらのほうには受けておりません。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、概略報告の1枚目のところで、4つの構想、基本的な考え方、記載していただいているんですけど、3番の子育て支援の拠点っていうところで、これ、県条例も関わってくるんで、いろいろなものをつけないとなっていいうところはあると思うんですけど、少し考えたんですけど、今回、子育て世代さんも来られるような拠点になるっていうことで記載がしてあるんですけど、これから基本設計ですか実施設計になってくるので、現段階では分からなかどうか難しいんですけど、平家で造られるのか、2階建て、3階建てで造られるのかっていうのが少し気になっているところです。といいますのも、この3番のところでいろいろ記載をしていただいているんですけど、県の条例が関わってくると、2階建て、3階建てになったときにちょっと仕様が変わってくるのかなっていうところもございますので、その辺いかがでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 基本設計前ですので、具体的なイメージというのは現時点では持ち合わせておりませんが、当然、各種条例、法令等は加味をしつつも、地元からこういった拠点としての施設ということを求める声がございますので、機能性といったところはいかに担保できるかということについては調整を図っていきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 もちろんその関係法令、条例については遵守していただいてやられるということで理解はしておりますんで、心配はしとらんのですけど、地元とこれから協議に入られるっていうことですので、平家にした場合はこういった仕様になりますよとか、2階建て以上にした場合はつけなければならないのもありますよ、そういったときの使い方がどういうふうになりますよっていうところはしっかりと、地元の方々、今答弁いただいたんですけど、利用の仕方含めて協議していただけたらなと思いますんで、よろしくお願いします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 何点かお聞かせいただきたいと思うんですけども、まず一つが、この策定委員会のメンバーさんと市の当局の皆さんで多分作っていただいたというふうに思ってるんですけども、そのメンバーじゃない方が意見等を言う場があったのかをお聞きしたいと思います。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 まず、これは基本構想ということで策定をしたものであります。今後、市民の皆さん、策定委員会以外の皆さんの御意見につきましては、基本設計と、少し具体的なイメージを持って御説明等差し上げたときに御意見のほうをいただけるものではないかなというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 ありがとうございます。特に、やっぱり若い世代の意見というものを、重々承知しておられると思うんですけれども、そういったところがぜひ反映できる機会があればなというふうに思っておりまして、主な課題のところで担い手不足っていうのを上げていただいたりですとか、子育て支援にも触れていただいておりますので、そういった構想をつくったりとか、出来上がってから関わってくださいよということではなく、一緒につくっていく過程の中で若い人にも関わってもらえるような立てつけといいますか、そういった形で進めていただけたらと思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 奥岩委員も言われたんですが、建物の建屋ですね、1階、2階、3階、どうなるか分からんですが、一番近いところでは加茂公民館、これは県の補償で建てられた建物を何回か研修させてもらって、平家が非常に使いやすいなというイメージ等、実感しました。造りの中で、さらにそのレイアウトも非常に使いやすさを配置されたんじゃないかなと思うんで、ぜひそこは、利用者の方の意見を反映させられるような設計で建物構造も考えて造っていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 近年では、加茂公民館が新たに設置されました。令和2年度から供用を行っております。加茂公民館におきます地域の声等々もお伺いはしております。現時点で、平家なのか2階建てなのか、これは奥岩委員の御質問のときにもお答えさせていただきました。具体的なイメージを持ち合わせているわけではございませんけども、当然、地域でこういった拠点性というもの、あわせて機能性といったことを求める声をしっかりと受け止めさせていただいておりますので、それを加味した上で設計に入っていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、公民館ですが、もしいろいろな災害、自然災害とか地震災害ありますけれども、一時避難所的な機能を有する予定で建てられるのかなと思います。そういう意味では、さっき言いましたけども、避難所対応の造りも建物の中に取り込んでいただければと思うところは非常に強く感じますので、よろしくお願ひします。これは要望として言っておきます。

○塚田委員長 ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 子育て支援の拠点で、安全で安心な居場所をつくります、この内容について、私、本議会で議論を何回もさせていただいとるんですが、ようやく動いたのかなと感謝を申し上げたいと思いますけど、しかし一方、これが明道公民館だけの対応ではなくて、全

市的にこれを取り組んでいくのか、その辺のとこの考え方を伺っておきたいと思います。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 明道公民館のままで基本構造につきましては、地元の皆さんのが今後どういった明道地区にしていきたいかというものを考えていただいて、その拠点として公民館に何を求めるかということで意見を集約をさせていただいたものであります。ただ、今、戸田委員もおっしゃられたように、この内容につきましては、恐らく全市的にも、若い世代だけにとどまらず、関心もあることだと思いますし、地域の拠点という公民館でありますので、こういった機能ですとか役割を求められているということにつきましても地域振興課としては承知をしておるところです。今現在、すぐすぐに明道公民館以降の施設整備については計画等はございませんので、現有の施設であっても、こうした機能をどのように発揮していくのかということにつきましては、引き続き取組のほうをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。課題としてはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 先般、若い世代の方と交流する機会がありまして、この問題について相当、今の要望がございました。やはり放課後児童クラブ、なかなか受け入れていただけないという要望があったものですから、やはり公民館としての連携として、子どもの居場所づくりを培っていただければありがたいねという声を相当いただきましたので、私も本議会でこの問題を質問しましたけども、当局はなかなか、職員との連携なり業務体系、事務体系がなかなか難しい部分がありますよ、という見解だったんですけど、やはりその辺のところを十分に克服されて、市民の方々の要望について受けさせていただきますように、これを強く要望しておきたいと思います。終わります。

○塚田委員長 ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 7ページの部分で、基本的な考え方ということで、主に4点出とるんですが、その中で、地域課題等の意見を踏まえるという欄がございまして。反対の6ページ目ですけども、福祉保健の分野ですね。これ多分、施設単体でのカバーはできないと思いますが、こういった地域の皆様の課題で主に3点上がっている中で、これはどういった形で。課題上げていただきました、それで終わり、では多分ないと思いますので。どういった格好で補足なり手当てをされていくのかなというところをちょっとお聞かせいただけますか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 今おっしゃっていただきましたとおり、基本構想における様々な内容というのは、地域課題も含めた、現在の明道地区の状況を踏まえて策定委員会のほうで意見を出されたものであります。6ページのほうも御紹介いただきました、地域課題として、主に6ページに掲げているようなものというのが想定して考えられるというところであります。

この新明道公民館におきましては、これらの課題を具体的に公民館が、もしくは行政が直接的に解決を図るというよりも、やはり市民の皆さんと一緒にになって、もしくは地域がこういう解決できるんではないかというお考えですか行動を起こそうとしたときに、いかに支援をしてそれを実現化していくのかと。その地域課題の対応をできる人材育成であ

ったり、活動支援ということが重要な役割の一つになってくるんじゃないかなというふうに考えております。現時点で、これらの課題について、具体的に一つ一つどのようにという方策を持ち合わせているものではございませんけれども、地域の皆さん、策定委員会の皆さんでもこの課題、共有ができますので、やはり今後、新公民館ができるまでまだ年数もございますので、今から、こういった地域課題についてどういう対応ができるのかということについては、地域の皆さんとも考えていかないといけないと思いますし、地域の皆さんがこういうことができないかといった場合に、どのような支援ができるかというのを公民館も我々も一緒に考えていくことで、対応を図っていきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 何となく分かったような、分からんようなんですけど、特に高齢化率の上昇だとか、高齢者の移動手段の確保というのは、市内全域での課題ということもございますので、先ほど言われたように、地域の皆様と一緒にやっていくという方針ではありますが、ある程度その方向性なり、どういうふうにやっていくかという具体策を持って協議していただくっていうことが肝要だと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。意見でございます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 初めに、1ページ目に現在の建物の使用継続は困難な状況になっていますってあるんですけど、具体的にどういった状況なのか、もし分かったら教えてください。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 一般的に、昭和56年に耐震に関する基準が大きく変わりました。いわゆる新耐震と呼ばれるものです。それ以前のものにつきましては、耐震性については多少やはり脆弱性があるというところであります。こちらにありますように、昭和45年に小学校として建てられております。耐震基準が従前のもので建てられているというところもありますし、見ても分かっていただけるように、老朽化が大変進んでおるというところでございます。老朽化の進行については、従前より課題として認識をしておるというところです。

具体性というのは、何か数値的なものということで……。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 というのが、この50年以上たつものと/orて、公民館って結構、ほとんどの公民館が同じ時期に建てられたものだと思うんで、だから、結構ほかのところでも出てきますし、それで、今後それを残すのか壊すのかでまた費用も全然変わってきますんで、もしそういう見込みとかの数字があればっていうことですけど。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 すみません、具体的な数字というのは持ち合わせておりませんが、私が記憶する限りでいいますと、おっしゃられるとおり、米子市内29公民館ございますけれども、やはり、おおむね昭和50年代に多くの施設が建っております。もちろん昭和60年以降ですとか、平成年間にも入って建ったものもございます。こうしたものにつきましては、現在、その地域の状況も変わってきてもおりますし、公民館に求められる役割

も変わってきております。現在、今後の公民館のありよう、地域のありよう、また、地域振興課は自治会も持っておりますので、自治会のありよう等々、ちょっと問題が山積しておりますが、これらについてどのように進んでいくのか、進めていくべきなのかといったことについて、研究をしておるところでございます。施設の在り方についても、今後一緒に考えて、何かしらの形で御提示できるように研究のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 この事例がほかの自治体とかでも参考事例になると思いますんで、慎重に続けていただきたいと思います。

あと、グループワーク等をされたっていうことなんですけど、このグループワークの構成メンバーっていうのは、この下の委員の構成の方たち9名の方でやられたということでおろしかったでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 グループワーク、この9名の皆様を対象としまして、地域振興課、併任生涯学習課社会教育主事もおりますけれども、が、ファシリテーター、コーディネーターとなって、ワーク自体は進行させていただきましたが、委員さんの意見出しであるとか、議論につきまして、まさしく策定委員の皆さんの中間で交わされたもの、それを最終的に我々が整理をさせていただいたもの、こちらが基本構想という立てつけになっております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 分かりました。というのが、森田委員もおっしゃったんですけど、若者、子育て世代の方たちも、ただ単に居場所をつくってほしいっていうだけじゃなくて、例えば、中学生とか保護者さんになると、静かに勉強する場所も欲しいっていうことで。それで、そういった中学生とか保護者さんの要望も出てますんで、そういった意見も取り入れながら進めていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。これ、要望としてお願いします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 先ほど戸田委員さんからの質問のやり取りであったので、子育て支援の拠点についてなんですけど、学童保育の件のお話が出ました。今回、公民館といいますか、コミュニティーセンターといいますか、っていう形で、子育て支援の拠点で考えておられるっていうことでしたので、子育て支援センターのようなものが併設されるのか、また、今年度でしたっけ、昨年度でしたっけ、義方公民館では放課後こども教室っていうのも公民館を活用してされてるっていうことですので、そういったものがなるのか、その辺りは地元さんの要望を聞いて進めていただきたいと思いますし、結構期間が長い間ありますので、先ほどの森田委員、大下委員のお話ではないんですけど、一旦若い人の意見を聞いたんでそれで全てだとは思いませんので、何年か、毎年違う方々、子育て世代の方々に御意見を聞いていただいてもいいですし、そういった形でいろいろと時代に合ったニーズを把握していただいて、整備していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 まず、子育て環境に関する課題認識というところかと思いますけれども、もちろん策定委員会で出た意見しか反映されないというわけではないんですが、逆に申し上げますと、この策定委員会で、先ほどちょっと大下委員の答弁のときにお答えもしましたが、本当に我々が議論に介入することなく、皆さんにしっかりといろんな課題、その課題をどうやつたらこの地区が克服していくのか、どういった人材が必要なのかといった議論をしっかりとしていただきました。その中で出てきたものとして、子育て支援ということでございました。議論の様子も拝見しておりましたけれども、PTAの方、学校関係者ですとか校長先生だけでなく、もうほぼ全員が、やはり今後の地区の存続、維持、活性化のためには若い世代、とりわけ子どもたちをいかに健やかに育んでいく地域になれるのかといったことをすごく議論をされていたというのは、重々承知させていただいております。今、いろんな委員の皆様からも御意見がありました。これ1回こつきりで全て進めるというつもりはございません。適宜御意見も頂戴しながら、かつ、皆さんのはうから、若い世代のと、保護者世代のといったこともございましたので、そこについては重々留意をしながら進めさせていただきたいというふうに考えます。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、駅前通り実証実験の実施について、当局から説明を求めます。

赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 それでは、駅前通り実証実験の実施についての説明をさせていただきます。

今年度は、平日を含め、期間、区間を拡大いたしまして、より恒常に近い形で実施することによりまして、車線減少による自動車交通への影響、歩行空間と道路空間の将来の在り方について検証いたします。概要につきましては、名称につきまして駅前通り実証実験といいたしまして、サブタイトルといいたしまして～YONAGO STREET WALL K for everyday～としております。実施期間につきましては、令和8年3月1日日曜日から3月29日日曜日です。実施場所につきましては、記載のとおりで、図面にもつけておりますように、昨年度よりも区間のはうを拡大して実施いたします。

続きまして、実施事項について大きく4点ございます。資料2ページ目の取組イメージのはうと併せて御覧いただけたらと思います。

まず、1点目でございます。異なる3つのテーマエリアによる滞在空間の創出ということで、異なる3つのテーマ性を持った拠点を用意いたしまして、駅前通りならではの風景を創出いたします。

2点目といいたしましては、日常的な回遊性とにぎわい創出といいたしまして、実施期間中、地域の多様な関係者と連携いたしまして、多様な仕掛けづくりを行うことで、にぎわいと回遊性の可能性を探ります。

3点目です。効果検証のための調査といいたしまして、駅前通りの周辺交通ネットワークへの自動車交通の分散や影響を去年度より調査箇所を拡大、去年度につきましては1か所でしたけれども、今年度については4か所といいたしまして調査し、様々な視点から影響評価

を実施いたします。そのほか、来訪者や沿道事業者、地域住民や道路利用者へのアンケート調査、さらには、運送、交通、消防事業者への個別ヒアリングを行うことにより、多くの方からの意見を聴取いたします。

4点目といたしまして、沿線や地域の理解促進ということで、調整会を通じまして、沿線や地域の方への趣旨の理解、関係者との連携を図っていきます。

さらに、留意事項といたしまして、去年、車との距離が近いなど御意見をいただいたところでございます。今年度につきましては、緩衝帯を去年より拡大することとともに、緊急車両の通行なども加味して幅員等を確保しながら実施したいと考えております。

2ページ目の2番目、今後についてでございます。まずは、今年度実施いたします実証実験を、先ほど言ったような安全対策等をしっかりと行いながら、そして、地域の方々と連携、あるいは関係者と連携しながら、実施いたします。その後、今年度の実証実験を踏まえまして、歩行空間と道路空間の将来の在り方に係る具体的な検証・調査を、道路管理者を含めた関係機関と共同で進めていくこととしております。

なお、実施に向けましては、まだ詳細等は決まらない部分がございます。引き続いて関係機関、事業者、そういった方々と協議、調整をしながら、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

説明は以上になります。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 1か月実証されるということで、準備にしても、期間中の業務にしても、かなりいろいろあって、その中で効果検証をしながらおかつリスク管理もしながらっていうところで、なかなか大変だとは思うんですけど、これ、都市創造課さんだけでやるというわけではなくて、いろいろ府内でも連携してくださるとは思うんですけど、県のほうとも協力しながら頑張っていただけたらなっていうふうには思います。

その上で、メリットを検証するっていうところは先ほどの説明でよく分かりましたし、今までいろいろと、昨年の分も含めてこういったところをさらに検証したらどうだっていうところで今回やられるっていうことなので理解しております。

一方でこれ、1か月間平日も含めてずっと恒常にやられるっていうことなので、リスクのところもしっかりと準備しておかないと、市民の皆様に誤解があつたりですか、いろいろと不便なところをおわびしないといけない場面も出てくるんじゃないかなというふうに考えます。具体的に言いますと、平日の朝の通勤時間ですとか、夕方、夜の帰宅ラッシュの時間帯ですとか、現段階でもかなり交通量が多いような時間帯ですので、そこに対してどういった告知をして、どういった打開策を準備して恒常に今回やるのかっていうのが、現段階で準備をされておられるようでしたらお願いします。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 平日のそういう朝夕の渋滞等、もちろん懸念されるというふうに思っております。今年度につきましては、昨年度、期間も短かったということもござりますけども、周知がやはり足らない部分があつたかというふうに認識しております。そこについては、市報等での周知は当然でございますけども、それに加えて新聞等での周知、折

り込み、そういうものであったり、あと、若者に対してはやはりＳＮＳ、効果高いというふうに思っておりますので、そういうものも活用してやっていきたいというふうに思っております。また、このたび調整会議ということで、周辺の方々に集まっています。そういうところに対してもしっかりと理解をしていただきたい、こういったことが懸念されるということをしっかりと説明しながらやっていきたいというふうに今思っているところでございます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちなみに、周知、広報に関しては、今の時点でどれぐらい前の時点からされていかれる予定でしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 新聞等については、一月切る程度のところで今は想定はしております。また、ほかの何かしらの形で直前にも周知はしていきたいというふうに思っておりますし、市報についても2月号であったり、直前の3月号、そういうものを活用して市民の皆様のほうにしっかりと周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 1か月あれば、最初の多分1週間、2週間はなかなか、じわじわじわじわっていうようなところなので、恐らく始まる1週間ぐらい前には周知ができるんじゃないかなというふうに思いながら今聞かせていただいておりました。

今回、昨年度と同様で、駅前通りですんで、県道を使わせていただく実証事業になるんですけど、県のほうからも可能であれば協力を依頼して、周知していただけたらなというふうに。混雑もしますし、いろいろと混乱も生じるかと思うので、その辺り、県のほうにも協力依頼してはどうかなというふうに思いますが、その辺の連携ですか情報共有、協力依頼等々はどうなっておられますでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 県との連携につきましては、今現在、引き続きずっと調整をしておりまして、そういう周知についても県の御理解のほうを得ているところでございます。また、県道ですので、そちらについて、先ほど周知の一つになるかと思いますけども、規制看板ですね、そういうものを立てさせていただこうというふうに今協議をしておりまして、そういうものを活用しながらしっかりと周知をしていくこととしております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 なかなか大変だと思いますけど、県のほうとも連携していただきたい、場合によっては、県警さん、公安のほうとも連携はされてると思いますけど、看板の話がありましたので、そういうところも御対応していただけたらなというふうに思います。

看板立てられるっていうことだったので、少しお尋ねしてみたいんですけど、この駅前通りのところが通常より車線が減って、交通渋滞が懸念される。渋滞する時間帯、皆さん急ぐ時間帯ですので、恐らく別の道を使われる、ほかの道に入っていくっていうことがかなり増えるんじゃないかなっていうふうに懸念されるんですけど、側道といいますか近場のところ、駅前通りのところは先ほどの御答弁でいろいろと協議をされてるっていうことだったんですが、そのさらに先のところ、1本先、2本先、その辺りの周りの方とは協

議はされておられるんでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 周辺への交通の流れの部分の周知のことかと思います。その辺については、調整会議という名前ではないかもしれませんけども、自治会等にお伺いして、しっかり説明はしていきたいというふうに思っております。また、あわせて、隣でいえば末広通りになりますけども、そういったものも含めて、調査も併せてやっていくこととしておりますので、その辺のネットワーク、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 末広通りのほうは協議されてるっていうことで安心したんですが、細いところ、細かいところですね、そういったところに恐らく入っていって、ジグザグに行ったりですとか、イオン側ではなくて商店街のほうですね、元町サンロードをズバッと突っ切って行ったりとか、そういったような動きも予見されるので、その辺りも事前にいろいろと地域の方ですとか、ふだんそこを歩かれる方々、通学の方とかとやり取りをしていただいて、なるべくリスク、事故リスクですけど、減らしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 先ほど末広通りという言い方をしましたけども、当然、周辺、そういった入ったところ、そういった路地等、やはり危険が高まるというふうなことも考えられますので、そういったところについては、事前にしっかりと地元に周知していくとともに、看板等を設置して、例えば、少し徐行してくださいとか、できるだけそういった住民が近い部分については避けてくださいとか、そういうような周知も必要かと思いますので、この辺は地元に入る中でちょっと御意見等を伺って進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 まだいっぱいありますけどいいですか。

○塚田委員長 皆さん、よろしいですか、12時過ぎましたけど。このまま続けてもよろしいでしょうか。

[「続けましょう」と声あり]

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理解いたしました。ありがとうございます。

今回、ウォーカブルのこともあるって、いろいろと実証事業でやって2回目っていうことですので、効果のほうは最大限にしていただきたいですし、繰り返しになりますが、リスクのところは最小限にしていただきたいと思います。

その上で今回、歩行者さんがなるべくこの駅前通りのほうに、さっき言ってた車が恐らく裏道を通ってほかの道に行くだろうっていうような予想があるんですけど、そっちのほうを通ってる歩行者さんがなるべく駅前通りのほうに出てきていただいて、メインに歩いていただけたらなというふうに思うんですけど、車については看板のほうで対応されたりとか、地元のほうとお話しされるっていうことだったんですけど、歩行者さんに関しては、どういったふうに誘導されるとか、なるべくこっちを歩いてくださいよっていうよ

うなことがあったほうがいいとは思うんですが、その辺りはどういうふうに対応されて、実証されていく予定でしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 歩行者への対応ということですけども、基本的に今具体的な案を持ち合わせているわけではございません。ただ、駅前通りについては、そういった空間になるようなしつらえを実証実験の間にしていくこととしておりますので、やはりそういった空間に歩いてみたいと思っていただけるように、皆さん足がそちらに行くような取組を進めていきたいというふうに思っております。

説明は以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 まだ現時点は具体的にはないということでしたので、これから御準備していただければなというふうに思うんですけど、車のほうの分のリスク管理、歩行者さんのほうの誘導っていうのも必要だと思いますので、ぜひいろいろやっていただきたいですし、今回、実証期間も長くて1か月ありますので、いろいろとトライ・アンド・エラーができるかと思いますので、これ1か月間ずっと同じことをやってみて、どれがよかったです、悪かったですっていう検証をするのは非常にもったいないので、できれば1週間ごとにトライ・アンド・エラー繰り返していただいて、いろいろなデータを集めていただけたらというふうに思いますが、どうでしょうか。事業の実施的なところとか、事務的に煩雑になったりするんでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 事務的にとか、実証実験とすれば煩雑になる部分は当然あるかと思います。ただ、やはりリスク回避とか、この実証実験、最初のスタートで全てが分かるというふうには思っておりませんので、何かしらあれば、あるいは起こりそうであれば、そういった対応もしながら実証実験のほうは進めていきたいというふうに思っております。ですので、これで全てありきというわけではないというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ぜひそのように対応していただけたらなと思います。

本会議でもいろいろ申し上げたんですけど、今回、特に3車線ありきというわけではなくて、歩行空間を拡大してウォーカブル、歩きやすい町、歩行者の滞在時間を長くしていただくっていうようなところが目的になってくるかと思うんですけど、前回実証事業をして、今回1か月間やられてっていうことですので、1か月なので、恐らく今こうやってやり取りをするだけでもいろいろといろんなこと、あれやったほうがいいかな、これやったほうがいいかなっていうようなことも出てきますので、できれば来年度以降、どういうふうにしていったら歩行者さんの方に対してもよくなるかとか、車に関してはこういうふうなのがいいじゃないかっていうの、本会議でも申し上げたんですけど、駅前通りを通行止めにして歩行者天国にするっていうのもありだと思いますし、車の通行を考えて一方通行、一方通行っていうのもありますので、ちょっと今回を機にいろんなデータを集めただけたらなと思いますので、まずは、何回も申し上げますけど、事故が少ないと、ないこと。あとは、歩行者さんがなるべく、実証事業をするんであればそのほうに出てきていただいてにぎわいができると、滞在時間が長くなること。本来の目的はそこです

ので、そのところが常時できるようにいろいろなデータを集めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 何点かあるんですけれども、まず、自動車交通の影響、昨年度より拡大して調査されるということで、どの辺りに影響があるというのを想定されているのかと、どの箇所で調査を予定しているのかをお伺いしたいと思います。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 まず、どの辺りに影響があるかの想定でございますけども、先ほど路線名で末広通りという名前を出させていただきました。周辺については、大きな通り、駅前に続く大きな通りというのは、並行してあります末広通り、やはりそちらに大きく交通が分散するのではないかというふうに考えております。それに伴いまして、このたび交通量調査を4か所というふうに申し上げました。その4か所の内訳といたしましては、まず駅前の交差点、あと駅前通りをずっと行きました9号線との交差点、末広通りにあります文化ホール、あるいはバスターミナルの出口部分の交差点、さらには9号線のANAホテルさん、ここの交差点の4か所を今予定しておるところです。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。公共交通をなるべく使ってもらうことで、そもそも車からやっぱり公共交通、バスとか使っていただくことで、そういった交通への影響っていうのも抑えられると思うんですけども、その公共交通の利用促進、そういったところも併せて行われる予定があるのかをお伺いしたいと思います。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 やはりここで駅前通りの通行量を減らす一つの手段として、あるいは移動手段の転換という部分で、公共交通は大変重要なものだというふうに認識しております。去年度につきましても、公共交通ふれあいフェスタと連動して、無料デーを使ってこの実証実験をさせていただきました。今年度につきましても、無料デーをこの期間に実施する等して、公共交通への促進のほうにも併せてつなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 多分、この期間中の、マーケットの企画などというふうに記載があるので、そういったタイミングでかなと思うんですけども、そもそも来る人が増えるタイミングに合わせてやると結局また混雑するんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、それは一旦さておいて、効果検証のところで、周辺の事業者さん多いと思うんですけども、やはり経済効果がどのようにあるかっていうところは気になる部分ではあります、この期間でこういったことをやったから売上げに貢献したのか、あるいは売上げが下がったのか、ちょっと分からんんですけども、そういうことっていうのも調査されたほうがよいのではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 昨年度も、実は沿道事業者様のほうにはアンケートを取らせていただきました。そこでいろいろ、結果としてお客様が減った、増えたというような御意見をい

ただいております。本年度についても引き続いて、そのような沿道あるいは周辺の事業者様のほうにアンケート等で経済効果、どういうふうな客数が増えたのか、あるいは売上げが増えた、減った、その辺のほうはしっかりと調査していきたいというふうに思っております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 ぜひお願いしたいと思います。

あと少し、細かくて申し訳ないんですけども、この回遊性向上の仕掛けを行うことでというふうに書いてあるんですけども、これ、今具体的にどういったことをすることで回遊性が向上するというような想定があればお伺いしたいと思います。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 昨年もさせていただいたんですけど、スタンプラリー的なものであったり、去年はそこでトレイス、風景を描いてもらうというような、いろいろなプログラムもやっております。同じような形で周辺を回っていただけるような、あるいは、このたびは、例えばですけども、元町の商店街とも連動しながら、周辺にさらに回遊していただけるように、そういう仕掛けもしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 すみません、最後にしたいと思うんですけども、要は、来ていただいて、滞在していただいて、回遊していただくっていうことが重要な一つのポイントだとは思っているんですけども、3月1日からって非常に寒いですよね。なので、寒い中での、滞在環境をどう向上させていくのかっていうところって、結構大きな課題の一つだなというふうに思っておりまして、その寒さ対策なのか、ちょっと分からんんですけども、そういうところ、もしお考えがあればお聞かせいただけたらなと思います。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 まず、3月1日、3月の頭から実施というこの趣旨といいますか、3月というのは、実は前半、やはり気候があまりよくないときが多いと。逆に、中旬過ぎてくると気候がだんだんよくなっていくという、様々な条件を備えた月だというふうに思っております。ですので、あくまでもこれはイベントではなくて、将来に向けてというところで、そういうデータが得られるような時期をまずは選ばせていただいたということが1点でございます。

そして、寒さ対策というところでございますけど、まだ具体的に、この時期にどういったものをするかというのは決まっておりません。ただ、寒さ対策の一つとして、例えば、テントみたいなところに暖房等を設置するとか、そのイベントに応じてそういう対策はもちろんしていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。寒い日がどうだったかとか、少し気温が高かったらどうだったかっていうことも分かるかなと思いますし、逆に、もう寒いんだからやっぱり歩いてもらって、そしたら温かくなりますよみたいな形で歩いていただくような広報の仕方ももしかしたらできるのかなっていうふうにも思いますので、そういうところも工夫して実証していただければなというふうに思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにありますか。

戸田委員。

○戸田委員 端的に聞きますけど、この第1回目と第2回目の検証をやられるわけです。総的な経費は幾らぐらいかかるんですか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 このたびの実証実験、今年度につきまして委託を出しております。その費用といたしまして、今年度3,718万円となっております。以上です。

○戸田委員 前回は。

○赤井都市創造課長 前回につきましては2,343万円になります。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 この実証実験について約6,000万円ぐらいの経費を投入するわけですけども、先般、市民の方と話す機会がありまして、やはり成績ができないような事業に経費を投入するのはいかがなものか、というような御意見もいただきました。マクロ的な話ですけれども、しかし、そういう中で私が心配しますのは、これから第3弾の経費投入があるのかどうか知りませんけれども、どこの時点でこの集約が図っていけるのか。

もう1点は、今日、副市長がおられますので伺いますけれども、やはり、県道は道路管理者は県であります。だから、県と本市との連携が十分に今現在図られているのかどうなのか、今後の事業の行く末をどのように図っていくのか、この2点を伺っておきたいと思います。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 まず、今後の事業の展開についてでありますけども、これは、今回2回目をさせていただくということを今御報告させていただいております。この状況を整理して考えるということだと思います。この事業については、あえて申し上げますと、様々な意見があるというのは私もこの議会での議論、あるいは市民の皆様からも聞いておりますので、それらも含めて、皆さんのお意見も聞きながら一緒に考えていくということだと、これが基本だと思っております。

それから、県との連携につきましては、これは、この一連の事業というのが、御案内のとおり、米子駅南北自由通路の整備を起点とした米子駅周辺の活性化というところに大きな流れの起点があります。もちろん、公共交通、過度な自動車交通からの転換という、これは全市を挙げた大きなテーマもございます。こういったものについて、県と、特に米子駅南北自由通路をはじめとする駅周辺の活性化については、4者の連携会議というのを設けてずっと議論をしてきております。当然、県は道路管理者としての御立場がありますので、米子市と全く同じ景色を見てるわけではないということだと思います。重要避難道路、物流道路、様々な道路機能の維持をどう図っていくのかというのが道路管理者の第一義的な役割だということでありますし、我々はそれを前提としつつも、町のにぎわいに道路をどう使っていくかと、こういう観点であります。そういった立ち位置を超えて、この事業については、将来のこの地域の、駅前周辺も含めたこの地域の在り方を議論していく大きな事業だという共通認識の下で、それぞれの役割というのを尊重しつつ、しっかりやっていこうという点では連携、一致でないと、このように考えております。当然、県には県の御意見もございますので、それから、最終的には道路管理者のことになります。道路管

理者、何らかの整備を入れるとなれば、当然、道路管理者を脇に置いて道路整備を進めるということはあり得ませんので、その辺はしっかりと県とも引き続き連携協議しながら進めていく、そういう事業だろうと思っております。以上です。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 例に出すのは不適切かどうか知りませんけども、やっぱり産業廃棄物処分場についても、地元合意形成並びに管理者、設置許可者は県であったというような例を見れば、なかなかこの事業は難しいなというふうに私は判断をしておるところなんです。だからやはり、地元の合意形成、市民の方々の合意形成を、意見集約もいつ図っていくのかというのもこれも求められてくるでしょうし、もう一つは、今副市長がおっしゃったように、県との調整も図られているんだということなんですけども、最終的な判断は道路管理者が求めてくるんだろうなと私は思うんです。その辺のところで、なかなか答えにくいかもしませんけど、今の時点での見込み感、今後のスケジュール感、その辺のところが披露できれば伺っておきたいと思います。

○塚田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今、あえて県との連携というキーワードの下で御質問がありましたので、私は県の目線で言うのはあれなんですけど、少し過ぎたる発言かもしれません、県からお聞きしている、あるいは県の立場とすれば、やはり地元がしっかりとコンセンサスを得て要望してくる、つまり、地元の、これが望みなんだということがベースにやはりあるんだろうと思います。それがもしないとすると、やはり、なかなか、特にハードな整備といったようなことは進めるのは難しいんだろうと、このように思います。その点で、繰り返しになりますが、こういった実証実験の成果も踏まえてどのようなコンセンサスができるのかどうか、これをしっかりと皆さん方と一緒に、御意見を伺いながら取り組んでいくことになるんだろうと思っております。その上で、事業の見通しというのが出てくるんだろうと思います。

あえて言うと、これはちょっと、ひょっとしたらどこかから叱られるかもしれません、ハード整備ありきの議論というのは、私はナンセンスだと思っております。ハードというのは手段であります、よくこれ議場でも申し上げますし、職員の皆さんにも申し上げてますけど、やはり手段と目的を間違えないということが、これがもう第一の鉄則であります、そもそも何のためにやるのかと、何をしようとするのかというその目的というのをしっかりと皆さんと一緒に見定めながら、そこに向かってどういう手段が有効かと。あえて言うと、その手段もどういうステップ、あるいはどういう順番、あるいはどういうスケジュールでやるのが一番いいのかということを、時点修正しながらという手法も含めながらやっていく、これが王道だろうと思っておりますので、私としてはそのように進めていきたいと思っております。以上であります。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 理解しましたけども、やはり今の実証実験をやられて何が一番大事かといったら、やっぱり市にとって有益なのか、もう一つは、市民が本当に求めておるのかというのが私は大きな分岐点だと思っておりますので、その辺のとこを十分に理解しながらこの事業を進めていただきたいというふうに思いますし、また、県との連携調整はやっぱり深度を図って今のこの事業を進めていただかなければ、なかなか成就できないんだろうという

ふうに思いますので、この辺のところを十分に気をつけていただきたい、これは要望しておきたいと思います。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

大下委員。

○大下委員 2点お聞きしたいんですけど、この実証実験っていうことなんんですけど、今、戸田委員もおっしゃったんですけど、これ、第3弾を予定される場合、例えばここまで来たら第3弾に行くとかっていう、そういういた目標値の設定はあるんでしょうか。それとも、なくても第3弾に進むっていうことによろしかったでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 まずは、今年度の実証実験をしっかりとデータ等を取りまして、この実証実験の結果を踏まえまして、道路管理者である県のほうと、今後の駅前通りの歩行空間であったり、道路空間の在り方、これについての検証協議を行っていきたいと。その中で次のステップがあるものだというふうに認識しております。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 やはり戸田委員さんもおっしゃったように、やっぱり市民の方の意見も取り入れながら進めていただきたいと思います。

あと、これ前回、自分も歩いたときに思ったんですけど、前回は自転車とかレンタサイクルとか、音楽を聞く場所とか、その他、食べ物のブースとかあったんですけど、今回の実証実験でもそれは設定されるんでしょうか。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 先ほど大下委員のほうから言っていただきました、昨年度については、例えばレンタサイクルのスペースがあったり、音楽をというところがあったかと思います。今年度については、正直、今、その辺を企画、プログラムについて受託業者、あるいは県、関係者のほうと今協議しておりますので、ちょっと今現在では具体的にそれがあるかどうかというのは、すみませんがお答えできない、これから協議事項になっていきます。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 実際に自分も回ったときに思ったのが、やっぱり何かお祭りみたいな雰囲気で、それで、結構同じ場所に滞在される方が多かったのと、あと、関係者の方が結構そこにとどまっておられたんで、そこら辺も考慮していただきながら詰めていっていただきたいのと、やっぱりこれ、沿道の飲食店でテークアウトしたものを食べたりくつろいだりできるスペースってあるんですけど、沿道っていうことは、その道沿いにある店のものを買って、それを外で食べるっていう想定でよかったです。

○塚田委員長 赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長 今の想定は沿道事業者というところで、沿道のお店で買っていただいて、それを外で食べるというふうな想定にしております。ただ、実は去年も同じようにお声がけをさせていただきました。ただ、当時はすごく繁盛というか、お店が忙しい、あるいは人が足りないというところで、なかなか沿道の協力というのが連携ができなかったというふうな課題がございましたので、今年度についてそういう調整会議を通じまして、できる限りそういう方に対していただけるように取組を進めていきたいというふうには思

つておるところです。以上です。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 実際に出とられたお店の方にも聞いたんですけど、やっぱり人手が足りないのに、わざわざ店の中と外で人を割かないといけないっていうのも結構きついっていうのもありますし、同じ店が出とるのにそこに行くっていう方も、やっぱり売上げ的にきついっていうのが店側の意見としてありましたので、やっぱりそういうのも入れていただきたいのと、人が回る、店があるから回るんじやなくて、ふだんから回るようなシステムも考えていただきながら実証実験に取り組んでいただきたいので、よろしくお願ひいたします。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、以上で総合政策部・DX推進監からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後0時25分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田 佳充